Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器•核実験モニター

371-2 11/3/15

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 **編集長■**田巻一彦 **郵便振替口座■**00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

新START:ロシアの議会承認で発効

米口議会の解釈に深刻な隔たり

「さらなる削減交渉」の芽を摘むな

1月27日のロシア連邦議会における「批准法」可決成立を経て、2月5日、新START(戦略兵器削減条約)はドイツ・ミュンヘンにおける批准書交換によって発効した。しかし、ロシア批准法の条文を昨年12月の米上院批准承認決議と対比して読むとき、そこに浮かび上がるのは容易ならざる両国の見解の隔たりである。この乖離は今後の条約履行過程に大きな障害を生む可能性がある。最大の懸念は、これが新START条約が前文で示した、「さらなる削減交渉」の実現を遠ざけかねないことである。

ロシア議会、「批准法」で米上院に対抗

ロシア「新START批准法」を**3ページの資料1**に 抄訳した。同法は3次にわたる読会での審議とい う異例のプロセスを経て、25日にドゥーマ(国 家院。下院に相当)において可決され、27日には 連邦院(上院に相当)で可決・成立した。同条約の 批准は「米ロ同時に」行われることがオバマ、メ ドベージェフ両政権の合意であった。その合意 ににもかかわらず、12月22日の米上院の批准承 認から一ヶ月以上の時間が必要であったのは、

未曾有の危機の中で

3月11日の宮城県沖を震源とするM9の地震と大津波により、日本列島はいま、未曾有の危機の中にある。被災地では1万人をはるかに越える人々が、いまだに行方さえわからない。被災地の皆さんに心からお悔みとお見舞いと連帯と祈りの気持ちを届けたい。

福島原発の危機的現状は、いまも刻々と変化しており、今後たどる経緯を誰も予測できない。女川や六ヶ所で何が起こっているのか、ほとんど情報がない。

開けてしまった核エネルギーのパンドラの箱を前に、人類は改めて立ち止まり、熟慮すべきときである。 核兵器廃絶と安全保障問題も、例外ではありえない。

3月18日 編集委員一同

今号の内容

新START発効

一一履行の行く手に待ち受ける困難 <資料>ロシア批准法 履行のタイムライン(米国務省)

[新連載] 中国軍近代化への視座

I.目撃されている現象

<図と資料>中国海軍の活動/米海軍の活動

【連載】被爆地の一角から(53)

民主党よ、初心に帰れ 土山秀夫

4月1日号は休みます。次号は4月15日合併号です。

PNNDからのメッセージ

以下は、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)の友人たちから届いた、震災へのお見舞いのメッセージです。

(訳:編集部)

日本のPNNDの皆さまへ

悲惨な地震と津波の映像と記事に、深く心を痛めています。

美しい国土のすさまじい破壊と無辜の人々の命の喪 失に悲しみを禁じえません。

PNND韓国を代表して心からお見舞いを申し上げるとともに、励ましをお送りします。

PNND韓国代表 国会議員 イ・ミギョン

地震と津波に見舞われた人々へ

悲惨な地震と津波の災禍に会われた日本の友人たちに お見舞いを申し上げます。

命を奪われた皆さまを追悼し、傷ついた皆様をお見舞 いいするとともに、一日も、一週も、一月も早いご快癒、回 復、再建をお祈りします。

地震の後遺症などによるこれ以上の命の喪失、破壊、命への脅威がないことをお祈りします。

関係当局が原子力発電所に対するダメージという事態を収拾することができることを心から願います。発電所の危険な放射能の下で、放射能による人々の生命の危険と放射能の環境への放出を食い止めるために働いている人々の勇気を賞賛します。

PNNDグローバルコーディネーター GLM Po- アラン・ウェア

米上院の批准承認決議¹が示した条件や解釈に対する警戒心がロシア政権内部と議会の中に根強かったことによる²。これは新STARTそのものに反対してきた二つの野党=ロシア連邦共産党(旧ソ連共産党の流れを汲む)とロシア自由民主党(極右政党)の反対論を勢いづかせていた。

このような国内状況のもとで成立した「批准 法」は、多くの点において、米上院承認決議に対 抗し、もしくは牽制する内容を多く含んでいる。

米口の見解の乖離

――「前文」への姿勢と各論

ロシア批准法は、第4条1において、新START条 約の前文³は「署名の意図を理解するために議論 の余地無い重要性を持つべき」であり、「両当事 国は、(条約)履行過程において(略)考慮に入れ なければならない」として、前文と本文諸条項の 不可分性を強調するとともに前文の理念を履行 過程に広く波及させる考え方を示した。ロシア 議会が「前文」を有利な安保バランスを得るため に戦術的に活用しようとしているという側面は 否定できない。しかし、ミサイル防衛や戦略射程 非核兵器といった重要課題が、主として米国内 の反対論によって条文化できなかったという経 過を考えれば、これらの課題の本質は前文にこ そ述べられていると考えてよい。この条約が「両 国間の戦略的関係全般にわたる相互作用におけ る新しい取り組み」であると述べる「前文」には、 「核兵器のない世界」が、現在の世界から核兵器 を差し引いたものではないという考え方が表れ ている。新START条約が、そのための米口関係の 「リセット」を意味しているという認識は、米上 院決議には示されていない。新START履行プロ セスをフォローするにあたっては、この点を明 確に意識することの必要性を強調したい。以下、 各論を述べる。

■戦略核体制維持への投資

ロシア批准法は、ロシアの戦略核兵器の質、量及び即応体制の維持のための投資と予算措置を大統領に求めている(第2条1)~3))。これは米上院決議の同様な条項に応じてロシアとしても米と同じ見解にたつことを示すものである。

■ミサイル防衛

米口議会の見解がもっとも鋭く対立している 課題の一つにミサイル防衛がある。米上院決議 は、同条約は「ICBM発射台やSLBM発射台のミサ イル防衛への転用に関する条項以外、ミサイル 防衛には何らの制限も与えない」との解釈を示 した。これに対してロシア批准法は、新START前 文が「戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の関係」の重 要性に言及し、「一方の当事国の戦略防衛兵器 が、他の当事国の戦略攻撃戦力の適合性及び有 効性を損なわないことを考慮する」(第2条5)) とした。これは先にのべたように「前文」に法的 規範性を持たせることを意図したものである。

■戦略射程非核兵器

この問題でも米口議会の認識には明確な対立が見られる。米上院決議は「通常型迅速グローバルストライク(CPGS)」と呼ばれる戦略射程通常兵器の開発を批准の条件とした上で、これら兵器システムは、基本的に条約の規制の外にあるとの解釈を示した。ロシア批准法は、これに対して、「弾頭及び運搬手段の数え方を含む新START条約の諸条項を、あらゆる新種の戦略射程攻撃兵器のみならず、いかなる戦略攻撃兵器に対しても、同条約の定めるところに従い適用する」(第2条6))と、米上院の解釈に異を唱えた上で、この問題に関する疑義は「二国間協議委員会で解決する」(同7))としている。これは、ロシア議会が米国の戦略的非核通常兵器をロシアへの脅

(→4ページへ)

【資料1】

ロシア連邦・新START批准法

(抄訳)

以下は、1月13日のドゥーマ第2回議会で 採択された条文である。その後修辞的な変 更のみを加えて最終的に可決・成立した。

第1条(略)

第2条

新START条約は、以下の条件に従い履行されなければならない。

- 1)ミサイル防衛に打ち勝つ優位性を持った新型及び新種の戦略攻撃兵器の開発、実験、製造及び配備を含む、ロシア連邦の戦略核戦力をロシア連邦の国家安全保障を確保するために必要な水準に維持する。
- 2)ロシア連邦の戦略核戦力の作戦即 応性をいかなる戦略状況の進展にも 対応できる水準に維持するとともに、 必要とされる研究開発基盤及び生産 能力を保全し、発展させる。
- 3)ロシア連邦の戦略核戦力及び研究開発基盤の保全と発展のための諸措置、並びにロシア連邦の戦略攻撃兵器を安全に廃棄、処分して新START条約を履行するための諸活動に対し、現存する要件に合致した予算措置を行う。
- **4)**ロシア連邦の戦略攻撃兵器の運用、保管、廃棄及び処分における安全性を確保する。
- 5)戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の間の相互関係、戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大すること、及び新START条約の一方の当事国の戦略防衛兵器が、他の当事国の戦略攻撃戦力の妥当性及び有効性を損なわないことを考慮する。
- 6) 弾頭及び運搬手段の数え方を含む 新START条約の諸条項を、いかなる新 種の戦略射程攻撃兵器のみならず、い かなる戦略攻撃兵器に対しても、同条 約の定めるところに従い適用する。
- 7)新種の戦略射程攻撃兵器に対する 新START条約の諸条項の適用に関す る疑義は、当該兵器の配備に先立ち、 同条約第XⅡ条に従って設置される 二国間協議委員会の枠組みの中にお いて解決されなければならない。
- 8)米合衆国に対する現行型の大陸間 弾道ミサイル及び潜水艦発射弾道ミ サイルのテレメトリー情報の提供は 大陸間弾道ミサイルもしくは潜水艦 発射弾道ミサイルの最終段階から、内 蔵した分配装置もしくはペイロード が分離される時点までのものとし、ロ シア連邦の新種の大陸間弾道ミサイル ル及び潜水艦発射弾道ミサイルのテ レメトリー情報は米合衆国に対して 提供しない。

9)ロシア連邦の自国の技術手段を含めた、新START条約に規定された米合衆国の遵守を検証する手段を効果的に使用、改良、開発する。

第3条

- 1. 新START条約の下でのロシア連邦の義務は、ロシア連邦法並びに新START条約の履行に必要な行動及び手続き管轄するロシア連邦の他の法令に従って履行されなければならない。
- **2.** 新START条約履行の過程において:
- 1)ロシア連邦大統領は、
 - a) ロシア連邦の戦略核戦力の開発、並びに新START条約履行のための諸措置を実行するための手続き及び時間枠の分野における主要な国家政策領域を特定するとともに、ロシア連邦の戦略核戦力の能力を保全し、ロシア連邦に対する侵略の抑止を保証するために必要な水準の作戦即応性を維持しなければならない。
 - b)新START条約の発効後、国家兵器 プログラムの構成要素として、ロシ ア連邦の戦略核戦力の開発プログ ラムを承認し、ロシア連邦議会両院 に通知しなければならない。
 - c)戦略的安定性を強化し、ロシア連邦の国家安全保障を確保するために、戦略攻撃兵器及びミサイル防衛分野におけるロシア連邦の国際活動の主たる領域を決定しなければならない。
 - d) 新型及び新種の戦略攻撃兵器の 開発及びそれらの就役に関する決 定を行わなければならない。
 - e)戦略的安定性を強化し、ロシア連邦の国家安全保障を確保するために、戦略攻撃兵器及びミサイル防衛分野におけるさらなる国際協議の国家的概念枠組みを定義し、他の国々の指導者と協議し交渉しなければならない。
- 2)ロシア連邦政府は: (略)
- 3)ロシア連邦議会の両院は、それぞれの権能の範囲において: (略)

第4条

- 1. 新START条約前文の諸事項は、両国が合意した諸項目の内容、並びに同条約の妥結に不可欠であった解釈を含め、両当事国による署名の意図を理解するために議論の余地無い重要性を持つべきである。したがって、両当事国は、新START条約の履行過程において前文の諸事項を考慮に入れなければならない。
- 2. ロシア連邦は、ロシア連邦の至高 の利益が脅かされる異常な事態にお

- いては、新START条約第XIV条に規定 された脱退の権利を行使しなければ ならない。異常な事態には以下が含ま れる:
- 1)ロシア連邦の国家安全保障への脅威となりうるような米合衆国による新START条約の下での義務への重大な違反。
- 2)米合衆国、他の国家もしくは国家 集団による、ロシア連邦の戦略核戦力 の有効性を著しく損なうミサイル防 衛システムの配備。
- 3)米合衆国、他の国家もしくは国家 集団による、ロシア連邦の国家安全保 障への脅威となりうるような戦略攻 撃兵器の増強もしくは軍事建設分野 における決定その他の事態。
- 4)米合衆国、他の国家もしくは国家集団による、ロシア連邦のミサイル攻撃警戒システムを妨害する兵器の配備。
- 3. 本条第2項に規定された異常な事態において、ロシア連邦大統領は、
- 1) 当該事態を排除し、それらの影響を除去するための政治、外交その他の措置をとらなければならない。
- 2)ロシア連邦議会両院とすみやかに協議し、同協議結果を考慮に入れて、必要に応じて連邦法101-FZ「ロシア連邦の国際条約に関する法律」が規定する提案をロシア連邦議会両院に提出し、新START条約に関わる決定を行うことを保証しなければならない。 4.連邦議会両院が、新START条約第 XIV条が意味する範疇において異常な事態に分類しうる事態が生起したとみなした場合、両院は、ロシア連邦大統領に対して協議を申し入れ、大統領に対して協議を申し入れ、大統領に勧告を行い、もしくは自らの権能の範囲内における他の行動をとらねばならない。

第5条

ロシア連邦大統領は、新START条約の履行の進捗、同条約の原則及び条項、及び米合衆国及び第三国の核兵器の現状、並びにロシア連邦の安全保障上の課題を考慮し、核兵器のさらなる削減と制限に関する交渉を行う決定を行わなければならない。

第6条

本法は公布の日より発効する。

(訳:ピースデポ)

※原文はロシア語。翻訳は米国務省言語サービス・翻訳部による非公式英訳(ブログ「アームズ・コントロール・ウォンクス」に掲載)に基づいて行った

http://lewis.armscontrolwonk.com/archive/3481/russian-new-start-resolution

(→2ページから)

威と受け止め、それらを条約で700基・機と規制 された配備弾道ミサイル及び重爆撃機の数との 関係において間接的に規制することを通して安 全保障バランスを確保しようという意図の表れ であるが、同時に、先に述べた「前文」の解釈をこ の問題にも波及させようというものでもある。

しかし、「二国間協議委員会」には決定権限は 付与されていない。米上院決議は機先を制する ように、同委員会の合意があっても戦略通常兵 器を条約の規制対象に加えることは条約の修正 に該当するという見解を示している。

■他国の戦略攻撃兵器と脱退権

ロシア批准法は、ロシアが脱退権を行使しうる「異常な事態」として、米国による重大な違反に加えて、「他の国家もしくは国家集団」によって引き起こされる次の事態を挙げた(第4条2)。

- ●ロシア連邦の戦略核戦力の有効性を著しく 損なうミサイル防衛システムの配備。
- ●ロシア連邦の国家安全保障への脅威となり うるような戦略攻撃兵器の増強もしくは軍 事建設分野における決定その他の事態。
- ●ロシア連邦のミサイル攻撃警戒システムを 妨害する兵器の配備。

こられはNATOもしくはNATO加盟国による ミサイル防衛・宇宙兵器計画と核・非核戦力状況 を指すものであることは言うまでもない。ミサ イル防衛・宇宙兵器以外の戦力増強の蓋然性は 現状では低いと思われるが、冷戦下での歴史的 経験が背景にあるものと理解される。しかし、同 時にここからは、ロシアは新STARTを多国間軍 縮交渉につなげる意思があると読みとることも できる。

■テレメトリー情報の交換

テレメトリー情報(飛翔中のミサイルから発信される諸技術情報)の交換の範囲は、新START条約交渉過程における争点の一つであった。条約は妥協として、同情報交換は「均衡の取れた形でICBMとSLBMの情報を交換する」とし、両国は「その総量について合意しなければならない」(条約第IX条)とその詳細を将来の課題に委ね、交渉に多くの余地を残した。米上院決議はミサイル防衛関連のテレメトリー情報の交換を禁止するとともに、戦略通常兵器のテレメトリー情報の交換にも高いハードルを設けた。

ロシア批准法は、この解釈に異を唱えることはしないが、テレメトリー情報の提供範囲を既存のICBMもしくはSLBMについて、その「最終段階から、内蔵した分配装置あるいはペイロードを切り離なす時点より以前」までの情報に限るものとしたうえ、新種のICBM、SLBMのテレメト

リー情報は提供しないと定めた。これはロシアが近く配備予定と伝えられる操作可能な再突入体 (MaRV) の飛翔情報が米国のミサイル防衛システムの精度向上を利することを防止することを意図しているものと思われる。

さらなる削減交渉と非戦略核兵器

新START条約が発効した後の「更なる削減交渉」を巡っても、米口の立場の隔たりは大きい。米上院決議は、大統領に対して非戦略核兵器に関する米口の不均衡を解消するために「発効後1年以内に、非戦略(戦術)核兵器削減合意を目指す交渉をロシアとの間で開始する」ことを大統領に求めた。一方ロシア批准法は、「新START条約の履行の進捗、同条約の原則及び条項、及び米合衆国及び第三国の核兵器の現状」などを考慮して「核兵器のさらなる削減と制限に関する交渉を行う」ことを大統領に求めた(第5条)。これによって「前文」の誓約を再確認し「多国間軍縮交渉」につながる展望を不明確ながら示しているものの、批准法は「非戦略核兵器」という言葉には何ら言及していない。

ロシアが意図する「さらなる削減交渉」の意 味は、セルゲイ・ラブロフ外相の11年3月1日の ジュネーブ軍縮会議(CD)全体会議における演 説⁴で明らかにされている。外相は「さらなる削 減交渉」は、「宇宙兵器、戦略通常兵器、一方的な ミサイル防衛、さらには他国の保有核兵器や通 常戦力における不均衡」を考慮に入れるべきで あると述べ、包括的軍縮交渉を志向する基本的 立場を表明した。さらに外相は非戦略核兵器に 関して、「それら兵器を保有する国の領土に撤退 させるとともに、それらを配備するためのイン フラを撤去する」ことが「問題解決のための第一 歩として考慮されなければならない」と強調し た。これは、ロシアが領土外に非戦略兵器を配備 していないことを前提に、米国が5つのNATO加 盟国(ベルギー、オランダ、ドイツ、イタリア、ト ルコ)に配備している最大200発と推定される 非戦略核兵器と核分担(ニュクリア・シェアリン グ)体制を意識しつつ、これらの核兵器の不可逆 的撤去を求めるものである。

決定力は国際世論が握っている

新START条約は発効したが、背後にある両国の思惑は以上のように大きくすれ違っている。それは**資料2**に示した条約履行プロセスのすべてにおいて顕在化し履行の障害となる可能性がある、米上院決議が大統領の行動を規制する議会の意思を表すものであるのに対して、ロシア議会決議が行政府と入念な打合せを経た事実

上の統一見解であることを考慮すれば、ロシア 批准法の規定は発効後の新START条約履行過程 により直接的に影響を与えると思われる⁵。加え て、前記のように二国間協議委員会における「疑 義」の解決方法についても、今のところ両国の認 識に妥協の糸口を見出すことは容易ではない。

このような中でもっとも懸念されるのは、この乖離が新START条約「前文」の言う核軍縮のための「段階的プロセスの継続と加速」すなわち「さらなる削減交渉」への前進の妨げとなることである。米ロという当事国のみに委ねている限りその可能性は高い。それは「前文」で「1968年7月1日の核不拡散条約第6条の下における義務の完遂と、人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標の達成を誓約」した新STARTの意義を、自ら掘り崩すこととなる。

国際社会、とりわけ市民社会は、このような事態を避けるためにも自国政府が核なき世界に向

けた政治的意志を行動で示すような圧力を高める必要がある。欧州市民にとっては、米国以外のNATO核兵器国(英、仏)を軍縮交渉の枠組みの中に参加させることと米戦術核兵器の撤去が具体的な目標となろう。日本の市民にとっては「北東アジア非核兵器地帯」や「非核-法制定」への要求を強めること、中国との核対話の道を拓くことが、それに呼応する道である。

(田巻一彦、梅林宏道)₩

注

- 1 本誌369号(11年2月1日)に抜粋訳。
- 2 上記に要点。
- 3 上記に全訳。
- 4 www.reachingcriticalwill.org/political/cd/2011/statements/part1/1March_Russia.pdf(CDラブロフ演説)
- 5 ニコライ・ソコフ「ロシアの新START批准―見かけは順調な船出―その影のドラマと隠された事実」。11年1月25日、モンタレー国際研究所。http://cns.miis.edu/stories/110125_russia_new_start_ratification.htm

【資料2】新START履行のタイムライン

米国務省ファクトシート 「新スタート条約の発効」(11年2月5日)(部分訳)

(日数は発効後)

5日以内 査察用航空機に関する情報交換:入国地点 までの査察官の移動に用いる航空機の種類の リストを交換する。

45日以内 データベースの交換: データベースには発効時点における、条約が対象とする兵器システムの数、存在場所、技術的特徴並びに施設に関する情報を交換する。

60日以内 戦略攻撃兵器の開示:一方の当事者が、旧 STARTにおいて開示されていない戦略攻撃 兵器(SOA)の種類、変種もしくは変型物を申告する場合、当該当事者は当該SOAを開示する。これら開示は当該新SOAの概観、技術的特徴を明らかにするものとなる。開示が必要な SOAは、例えば米合衆国にあってはB-2A、ロシアにあってはRS-24である。

60日以内 査察活動権の発生:条約は1年当たり18回 の現地査察を規定している。査察には、二つの 基本類型がある。第1の類型は、配備及び非配 備の戦略攻撃兵器の存在場所を対象とするも のである。許容される査察活動には、配備及び 非配備の戦略攻撃兵器に関する開示情報の正 確性、指定された配備ICBM及び配備SLBMに 装備された戦略攻撃兵器及び指定された配備 重爆撃機上にあると通告された核兵器の数の 確認が含まれる。検証の第2の類型は、非配備 の戦略攻撃兵器を対象とするものであり、こ こには戦略攻撃兵器の転換もしくは撤去の確 認、及び特定の施設の撤去の確認も含まれう る。各当事国は、年間10回の第1類型検証、8回 は第2類型検証を行うことができる。

120日以内 重爆撃機及びデビスモンサン空軍基地の開 示:米合衆国は、アリゾナ州デビスモンサン空 軍基地の保管施設に置かれ、環境シールされ た配備重爆撃機のそれぞれの種類について1 回の開示を行う。

180日以内 テレメトリー再生装置の初期運用開示: 両 当事者は相互にテレメトリー情報の記録媒体 及び再生装置の初期運用開示を行う。テレメ トリー情報は初期動作から飛翔過程にかけて ミサイルが上で発生し、発信される情報であ

225日以内 更新データベースの交換:両当事国は更新 されたデータベースを交換する。交換は条約 期間中半年に1回繰り返し行われる。

1年以内 B-1B重爆撃機の開示:合衆国は、非核兵器を搭載したB-1B重爆撃機の開示を1回行う。これは、B-1B重爆撃機がもはや核兵器能力を有さないことを示すためのものである。

3年以内 発効以前に転換されたミサイル発射台の開示:合衆国は、SSGNとして知られる、巡航ミサイル発射装置を装備する、弾道ミサイル潜水艦から転換された潜水艦が、もはやSLBM発射能力を持たないことを証明するため同潜水艦4隻の開示を1回行う。

米合衆国は、ICBM発射台から転換され現在はミサイル防衛用迎撃ミサイル発射台として使われている、カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地の5基のミサイル・サイロの開示を1回行う。この開示は、転換された発射台と未転換の発射台を区別する特徴を明らかにするとともに、これら発射台がもはやICBM発射能力を持たないことを示すためのものである。

7年以内 主要な制限の達成:両当事国は条約第Ⅱ条に規定された、配備戦略弾頭及び配備・非配備戦略運搬手段及び発射台の制限を達成しなければならない。

10年以内 両当事国が最大5年までの延長を合意しない限り、条約は失効する。

www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/02/156037.htm (訳: ピースデポ)

中国軍近代化への視座

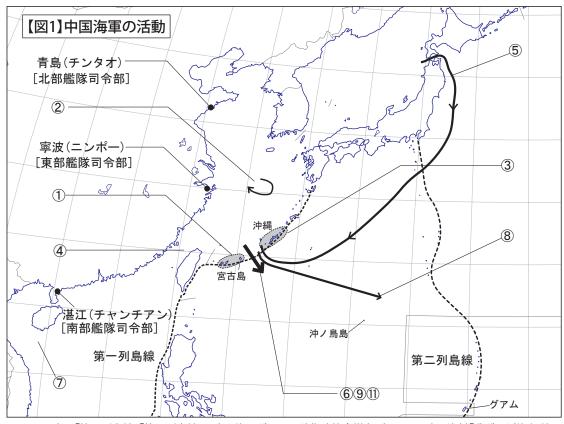
I. 目撃されている現象

2000年代半ば以降、東シナ海周辺などで中国軍の活動の活発化が指摘されるようになった。これに対して日米政府は強い警戒感を表明している。また、日本社会にも脅威感が醸成されている。だが、この状況は国全体を誤った道に導きかねない。中国軍の現状や東アジア安全保障にもたらす影響を考える作業は、対抗する米軍や自衛隊の活動を視野に入れ、できるだけ客観的かつ公正に実態を理解する努力から始めなければならない。

中国海軍の活動事例

報道や政府発表によって分かっている近年の

中国海軍の活動事例を**資料**に、関連地図を**図1**にまとめた。以下では、この中からいくつかの事例



- 図中の「第一列島線」「第二列島線」は中国海軍が 論じる防衛線。詳しくは次号以降に説明する。
- ●防衛政策会議(10年5月13日)の資料「我が国近海などに おける活動」を参考にして作成した。(URLは注4にある)

【資料】中国海軍の東シナ海周辺 における近年の活動事例

(番号は地図の番号に対応している)

- ①**04年11月** 中国原潜がグアム近海で活動。その後、日本の領海に侵入(10日)。図の網目は推定活動海域。
- ②05年9月 東シナ海の樫(中国名「天外天」)ガス田付近を駆逐艦1隻を含む5隻の艦艇が航行、その一部が同ガス田の採掘施設を周回(9日)。
- ③06年10月 中国潜水艦が、沖縄 に近い東シナ海の公海上で米空母キ

ティホークから5マイルのところに 浮上(26日)。図の網目は潜水艦の推 定活動海域。

- ④07年11月 台湾海峡で中国海軍 艦船と米空母キティホーク打撃団が 対峙(23日)。
- ⑤08年10月 駆逐艦など4隻が津軽 海峡を通過後、太平洋を南下し日本を 周回
- ⑥**08年11月** 駆逐艦など4隻が宮古 水道を通過して太平洋に進出。
- ⑦**09年3月** 米海軍調査船を中国海 軍船など5隻が妨害(8日)。

- ®09年6月 駆逐艦など5隻が宮古 水道を通過して沖ノ鳥島北東の海域 に進出、訓練と見られる活動。
- ⑨10年3月 駆逐艦など6隻が宮古 水道を通過して太平洋に進出し、その 後、南シナ海に進出。
- ⑩**10年4月** 10隻の中国艦隊が宮古 水道を通過。ヘリが海自護衛艦に2度 接近(8日、21日)。
- ①10年7月 駆逐艦など2隻が宮古 水道を通過して太平洋に進出。

宮古水道=沖縄本島と宮古島の間の水道。

1)原子力潜水艦による日本領海侵犯 (04年11月)

この事例は、04年11月にグアム近海で活動した中国の漢(ハン)級原子力潜水艦が、同月10日に約2時間にわたって潜水したまま日本領海に侵入した事件である¹。99年の能登半島沖の「不審船」事件以来、2度目となる海上警備行動が発令された。事件は大きく報じられて中国海軍の活動に対する人々の脅威感を高める結果を招いた。

この漢級原潜は10月中旬、中国海軍北部艦隊 の潜水艦基地がある青島(チンタオ)を出港し て東シナ海を南下した。10月下旬には宮古水道 (沖縄本島と宮古島の間)を通って太平洋に抜 け、11月初めにグアム島近海に到達し、同島に 距離150キロまで接近して周囲を一周した。そ の後、東シナ海に向けて戻り再び日本近海に接 近した。領海侵犯は11月10日の午前5時40分頃 に起こった。追跡していた海自のP3C哨戒機は、 音波を発して潜水艦を探知するアクティブソノ ブイを投下しながら追跡した。だが、潜水艦は進 路を変えることなく石垣島南東の領海に入り、 日本の領海を約二時間にわたって侵犯した後、 領海外に出た。8時45分に小泉純一郎首相(当 時)の承認を得て大野功統(よしのり)防衛庁長 官(当時)が「海上警備行動」を発令したが、その ときにはすでに潜水艦は日本領海を出ていた。 その後の追跡は、翌12日午前7時10分に潜水艦 が日本の領海外に設けられている「防空識別圏」 の外に出るまで続けられ、海上警備行動は午後3 時50分に解除された(約55時間)。

大野長官は直後の記者会見で、潜水艦を中国原潜と断定する発表を行い、これを受けて日本政府は同夕、駐日中国公使を外務省に呼び、抗議し謝罪を求めた。公使はその場では調査中であり直ちに謝罪できないとの姿勢を示したが、16日午前、中国の武大偉(ウー・ターウェイ)外務次官は阿南駐中国大使を中国外務省に呼び、中国の原潜であったことを認め、「通常の訓練の過程で、技術的な原因から石垣水道に誤って入った」と原因を説明した。

日本では、誤侵入であったという見方のほか、 東シナ海や太平洋での活動を活発化させる中国 海軍の意図的な侵入であるとの見方も出され、 潜水艦の航行ルートの開拓、海洋資源調査や情 報収集活動、日本の対潜能力に関する情報収集、 中国軍の潜水艦活動に対する日本の反応を試 す、などの理由付けが行われた。これらは推測の 域を出ないが、中国海軍の潜水艦活動の活発化 を印象付ける事件となった。

2)ディーゼル潜水艦が東シナ海の公海上で 米空母キティホークの近傍に浮上 (06年10月26日)

中国海軍の宋(ソン)級攻撃型ディーゼル潜水艦が06年10月26日、沖縄に近い東シナ海の公海上で米空母キティホークの近傍約8km以内に探知されずに近づき、海面に浮上したところを米軍の偵察飛行で発見された²。同潜水艦が搭載していたと見られる対水上艦船用の誘導魚雷YU-4の射程は15kmであることから³、同潜水艦がキティホークを魚雷の射程内に収めていたことになる。この事件は米海軍に衝撃を与え、中国軍近代化を踏まえて対潜戦のあり方を見直す必要性を強調することとなった。

3)10隻の中国艦隊が沖縄付近を通過、 艦載へリコプターが海自護衛艦に接近 (10年4月)

10年4月には、太平洋上での訓練を行った10 隻⁴の中国海軍艦隊が宮古水道を往復し、その過程で艦載へリコプターが海自の護衛艦に2度接近した。

防衛省によれば⁵、4月7~9日に、10隻のうちの駆逐艦とフリゲート艦の計5隻が東シナ海中部海域において、艦載へリコプターの飛行訓練などを行っていた。その最中の8日11時頃、中国艦艇から発艦したと思われる艦載へリ(Ka-28)が、警戒監視中の護衛艦「すずなみ」に接近し、水平距離約90m、高度約30mの距離に近接飛行した。10日には10隻の中国艦隊が宮古水道を通過して太平洋上の海域に出て、その後、艦載へリの飛行訓練などを行った。二回目のへり接近は21日に起きた。同日15時37分~40分頃、沖縄本島の南方約500kmにおいて中国艦艇部隊を警戒監視中の護衛艦「あさゆき」に対して、中国艦載へリ(Z-9C)が水平約90m、垂直約50mの距離に接近し2周ほど周回した。

この2度のヘリ接近時に、「すずなみ」と「あさゆき」が中国艦艇にどのくらいの距離まで近づいていたのかは明らかにされていない。中国外務省はヘリの接近について「日本側の警戒監視活動に対する必要な防衛措置だ」と主張し、中国国防省は「正常な訓練を行っている中国海軍の艦艇を長時間にわたって近距離で追跡妨害するなどもってのほかだ」と強く反発した。

4)空母の建造計画

以上の活動事例に加えて、中国海軍の近代化の中で空母の建造計画が注目されている。09年1月20日に中国政府が発表した「2008年国防白書」は、空母の建造に触れていない。だが、同年3月20日、梁光烈(リャン・グァンリィ)国防相が

浜田防衛相(当時)との会談で、「大国で空母を持たない国は中国だけである」と発言するなど、空母建造計画を示唆した発言がなされていた。

10年5月発行の中国国家海洋局『中国海洋発展報告2010』は、09年に国産空母の建造計画が策定されたことを、政府の公式文書として初めて明記した⁶。ウクライナから買い取って訓練用空母として改修中のワリャーグは12年、国産ー番艦は14年にそれぞれ就役予定であると報じられている。

常時活発な米海軍の活動

中国海軍の活動に対して米海軍はあからさまに警戒感を表明している。しかし、米海軍はそれ以前からこの近海において活発に活動を続けてきた。それは枚挙にいとまの無い、常態化した活動であるが、我々が独自に収集したデータを中心に中国周辺海域における米海軍の活動事例をいくつか紹介する。

1)世界に類例のない日本への戦闘艦隊母港

まずは、19隻もの米海軍戦闘艦が日本を母港にしているという異常な現実があることから認識しなければならない。日本の母港化自身、中国から見れば米国と日本による挑発的な軍事行動である。この海域で活動する米海軍は第7艦隊であるが、その第7艦隊の旗艦(司令部)ブルーリッ

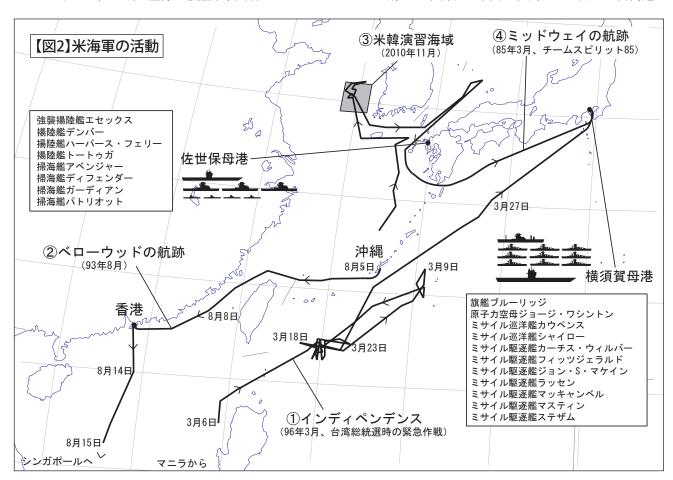
ジは横須賀を母港としている。さらに原子力空母打撃団(CSG)、水陸両用即戦団(ARG)、ミサイル防衛能力のあるイージス艦群など、横須賀に11隻、佐世保に8隻の艦船、合計19隻が母港として配備されている(図2参照)。米海軍のCSG、ARGなど戦闘団の海外母港を許しているのは日本だけである。

第7艦隊の活動範囲は広く、東アジア地域にとどまらない。自衛隊との共同訓練を含む日本近海における航海、演習や訓練のみならず、東南アジアやオセアニアなどへの訓練航海や現地での共同演習を行い、またアフガン作戦やイラク作戦などに関わるアラビア海、ペルシャ湾に展開する第5艦隊に艦隊兵力を供給する。これらの活動で、東シナ海や南シナ海、フィリピン海を頻繁に航海ルートとする。

2)台湾情勢に関わる活動

地域情勢に関わって米海軍がこの海域で作戦 行動を展開するとき、しばしば中国との間で政 治的、軍事的な緊張が生じる。

緊迫する台湾情勢で第7艦隊が作戦行動を行った代表的な事例として、96年3月の台湾総統選挙に伴う米空母インディペンデンス(横須賀を母港)の緊急作戦が挙げられる。その際の航跡を図2の①に示した⁷。3月23日に初の総統直接選挙が行われるにあたって台湾独立を目指す動きを牽制する中国は、3月8~25日まで台湾近



海で中国軍によるミサイル発射演習や空海実弾射撃演習を行い、中台間の緊張は高まった。このとき、インディペンデンスはフィリピンから北上して、台湾沖合に20日間余りにわたって展開した。さらに、米政府はペルシャ湾に展開していた空母ニミッツ打撃団も台湾周辺へ増派し、選挙当日にはこの海域に米空母2隻が展開した。国務省のバーンズ報道官は、増派を「米国が極めて強い懸念を持っていることを示すシグナル」だと説明した。中国はこうした米海軍の行動に強く反発し、銭其琛(チェン・チーチェン)副首相兼外相(当時)は「台湾問題は内政問題であり、外国勢力が関与すべきでない」と強調した(11日)8。

このように台湾周辺は米中の緊張の最前線で あるが、米軍艦船の台湾海峡通過の事例は、我々 が集めた情報の中にも複数ある⁹。図2の②には 93年8月に強襲揚陸艦ベローウッド(母港:佐世 保)が台湾海峡を通過した際の航跡を描いた10。 この事例は東南アジアでの演習に向かう航海の 途上での通過であった。07年11月23日には、感 謝祭の休暇を香港で過ごすために寄港しよう としていたキティホーク空母打撃団が、直前の 中国による入港拒否11を受けて横須賀に向かう 途上で台湾海峡を通過した際、中国海軍の駆逐 艦と宋級潜水艦に尾行されたため、停止して戦 闘準備体制をとり、両軍艦船は28時間にわたっ て対峙した12。キーティング太平洋軍司令官は、 「我々は台湾海峡を通過するのに中国の許可を 必要としない」と強く牽制した。

3)朝鮮半島と黄海に関わる活動

朝鮮半島情勢に対応する米海軍の活動も常態化している。もっともよく知られている活動は、

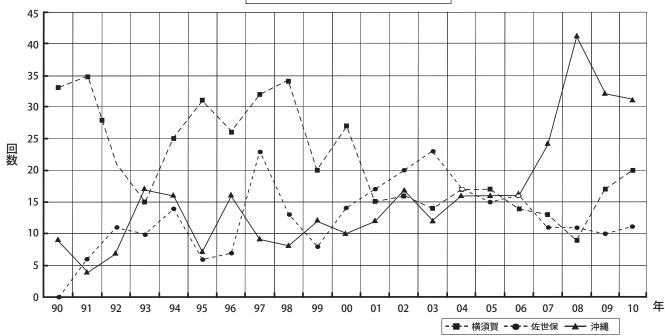
1976年~93年(92年を除く)に毎年行われた米韓合同演習(核戦争シナリオを含む)「チームスピリット」である。現在では、フォウル・イーグル、ウルチ・フォーカスなどの米韓合同演習が基本的に毎年継続されている。

その他、たとえば94年7~8月に空母インディペンデンスは北朝鮮の金日成首席の死去(7月8日)に伴う事態に対して警戒態勢をとった。このとき空母インディペンデンスは横須賀からの出動を計5回繰り返した¹³。

ブッシュ政権の時代には、通常兵器戦争と核戦争の間のしきいを低くした「グローバル・ストライク」体制における核戦争シナリオ演習「グローバル稲妻」(05年11月1日~10日)を行ったがその演習も朝鮮戦半島を対象とした¹⁴。

中国は、最近の朝鮮半島情勢に対応する作戦 や軍事演習において、黄海で米空母が活動する ことに拒否反応を示した。2010年3月の韓国哨 戒艦「天安(チョナン)」沈没事件を受けて、米韓 が7月に合同軍事演習(インビンシブル・スピ リットの1回目)を行った際、中国が黄海での演 習中止を強く主張した結果、黄海が演習海域か ら外された。同年11月の北朝鮮軍による延坪島 (ヨンピョンド)砲撃事件を受けて行われた米韓 合同軍事演習(インビンシブル・スピリットの3 回目、同年11月28日~12月1日)の際にも、中国 は反対を表明したが、このときは黄海で軍事演 習が行われ(図2の③)、ジョージ・ワシントン空 母打撃団が参加した。このことは注目されたが、 過去にも米空母が黄海の奥深く入った先例はあ る。85年3月に行われた「チームスピリット85」 に参加した米空母ミッドウェイの航跡(図2の (4))を見ると、昨年の米韓演習の演習海域とほぼ

【図3】原子力潜水艦の寄港状況



【表1】1時間以内の原潜の寄港率

	横須賀	佐世保	沖縄
05年	0%	40%	69%
06年	7%	50%	75%
07年	15%	45%	71%
08年	0%	36%	83%
09年	6%	60%	88%
10年	15%	45%	84%

【表2】1隻の寄港頻度(沖縄10年)

寄港回数	隻	種類別(隻数)	延べ回数
7回	1	ロス級(1)	7
4回	3	改口ス級(2)、口ス級(1)	12
3回	1	改口ス級(1)	3
2回	2	ロス級(1)、バージニア級(1)	4
1回	5	改口ス級(1)、ロス級(2)、シーウ ルフ級(1)、オハイオ級(1)	5
計	12		31

※ロス級はロサンゼルス級、改口ス級は改良型ロサンゼルス級の略。

同じ海域で活動していることが分かる15。

4) 東シナ海での対潜活動

本誌が指摘してきたように16、米軍の原子力 潜水艦の沖縄ホワイトビーチへの寄港が07年 以降、急増している。06年までは年間寄港回数 が17回以下だったが、07年に24回、08年に41回 へと急増した。09年も32回、そして10年も31回 と高水準であった(図3参照)。

その寄港の特徴を見ると、沖合停泊の短時間寄港が圧倒的に多い傾向が続いている(表1)。沖縄における1時間以内の沖合停泊は、08年以後80%以上の高比率が続いている。短期間における繰り返し入港が多いのも沖縄の特徴である(表2)。10年の31回の寄港の中身は12隻の原潜によるものであるが、このうち、ロサンゼルス級原潜ヒューストンは実に7回の入港を繰り返し、すべて1時間以内の短時間入港である。

こうした寄港の実態は、米原潜が沖縄近隣の 東シナ海で大容量のデータの収集を行いデータ 媒体の授受を行うために頻繁な短時間の寄港を していることを示唆している。中国の潜水艦や 機雷に対する音響情報の収集のみならず、その 精度を上げるための海洋環境情報の収集が行わ れているのであろう。米海軍は、中国海軍の近代 化に対抗するためにこれらの任務を重視してい ると考えられる。

米国に起因する軍拡スパイラル

以上のような米海軍と中国海軍の経過と活動 実態をみる限り、長期にわたって行われ、現在も 行われている米海軍の東アジアにおける活動や 日米協力を含めることなく、近年の中国海軍の 動向のみを取り出して論じることはできない。 そのような視点なしに中国海軍の近代化と活動 の活発化を強調することは、誤った認識を市民 に与えることになる。市民のなかに「脅威感」が あるとすれば、それは米軍の存在が生み出して いる地域的な軍拡スパイラルに起因するもので あるという認識が、議論の出発点となるべきで ある。 次回以降においては、米国や中国の公的な情報を、比較しながら紹介し、論じることにする。

(吉田遼、梅林宏道) 如

注

- 1 以下の概要は、朝日新聞、読売新聞、神奈川新聞の 報道(04年11月11日~25日)を元にまとめた。
- 2 "China Sub Stalked U.S. Fleet," Washington Times, November 13, 2006.
- 3 防衛省政策会議(10年5月13日)資料「韓国海軍艦艇沈没事案について」(www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisakukaigi/pdf/13/1-2.pdf)による。炸薬量は400kgである。
- 4 10隻の内訳はソブレメンヌイ級ミサイル駆逐艦2 隻、ジャンウェイⅡ級フリゲート1隻、ジャンウェ イ I 級フリゲート2隻、キロ級潜水艦2隻、フーチン級補給艦1隻、ダーラン級潜水艦救難艦1隻及びトゥーヂョン級艦隊航洋曳船1隻。防衛省政策会議(10年4月23日)資料「東シナ海における中国海軍の動向①」。www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisakukaigi/pdf/12/1-1.pdf
- 5 4と同じ、及び「東シナ海における中国海軍の動向 ②」。www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/ seisakukaigi/pdf/12/1-2.pdf
- 6 「フィナンシャル・タイムス」、10年12月17日。
- 7 インディペンデンス(CV-62)の航海日誌から分析。以下で参照する米軍艦船の航海日誌や年次報告は全て米情報公開制度を活用して筆者の一人(梅林)が入手したものである。
- 8 当時の諸メディア。例えば、「朝日新聞」、09年3月 11日。
- 9 ベローウッドは96年2月にも、5日に香港を出港して9日に鎮海へ寄港する航海の途上で台湾海峡を通過している(ベローウッド(LHA-3)の航海日誌)。同じく強襲揚陸艦エセックスは、2000年11月3日に香港へ向かう途上で台湾海峡を通過している(エセックス(LHD-2)の航海日誌)。空母キティホークは、01年12月20日にアラビア海での作戦から横須賀へ戻る帰路で台湾海峡を通過した(キティホーク(CV-63)の01年年次報告)。
- 10 ベローウッド(LHA-3)の航海日誌から分析。
- 11 中国側は拒否の理由を示さなかったが、米政府が 台湾に迎撃ミサイルPAC3を売却する方針を示し たことなどに対する軍部の反発があったとの見方 がある。
- 12 共同通信(台北)、07年1月15日。
- 13 インディペンデンス(CV-62)の年次報告、航海日 誌から分析。
- 14 イアブック「核兵器・平和2006」(ピースデポ刊、17 ページ)。
- 15 本誌第370号(11年2月15日)の図説も参照。
- 16 本誌第319-20号(09年1月15日)及び第346号(10年2月15日)。

菅政権の外交や安全保障への対応を見ていると、熟慮した末とは思えない危なっかしさが付きまとう。日印原子力協定についても、新防衛計画の大綱についても然りである。

その一方で核兵器廃絶を目指しての取り組みが、岡田克也外相が民主党幹事長へと転出し、前原誠司氏が外相に就任してからは急にトーンダウンした印象を受けた。しかしその前原氏も献金問題の責任をとって辞任し、今や民主党は核廃絶への対応どころではない状況に追い込まれている。たとえそうだとはしても、政権党である限りそれでは困る。

民主党は野党であった2000年4月、党としての核兵器政策を発表している。同年5月のNPT再検討会議の直前ということになるが、簡単にその内容を振り返って見よう。政策のIIIには「日本のなすべきこと」として、6項目が挙げられている。「日本の役割」「核武装論について」「非核三原則」「核の傘」「北東アジア非核地帯構想」「新たな協力関係の構築」の6つである。

そのうち日本の核武装論に対しては、根拠を示した上で「我々は偏狭なナショナリズムに基づく誤った核武装論に対し強く反対する」と断じている。非核三原則の項では核を持ち込まないことの一部に、日米間に事前協議の対象としない秘密合意があるのではないかとの指摘に触れ、仮にも安全保障上の基本政策について国民が事実を知らされていないとすれば、問題は極めて重大だとしている。その上で「我々はこの問題について秘密合意が存在するか否かについて責任をもって明確にすべきと考える」と提言している。

また核の傘の項では「核兵器による威嚇や核兵器の使用のない世界を目指す以上、我々は米国が日本を守るために、米軍の保有する核を他国の日本に対する核攻撃に先立って使用することはないこと(核の先制不使用)を日米間で合意すべきと考え

る」と述べている。この点は00年10月に筆 者らと面談した岡田総務会長(当時)が、特 に強調したことをよく記憶している。北東 アジア非核地帯構想については、梅林宏道 氏によるスリー・プラス・スリー案(1996 年)を下敷きにして、日本、韓国、北朝鮮が 核兵器を開発、製造、保有、配置、使用しな いことを約束するとともに、核エネルギー の平和利用を検証するための相互査察を 行うこととする条約を締結する。また米 国、中国、ロシア等の核保有国にも、この地 域における核の使用や威嚇を行わないこ とを認める旨議定書の締結を求めている。 そして「具体的に正式の条約とするために は日朝間の国交正常化が前提となるので、 先ず日韓両国が中心となって、北朝鮮、米 国、中国、ロシアを加えた六ヵ国で、北東ア ジア非核地帯に関する共同宣言を行うこ とを目指すべきである」としている。

上記の提案を実現するためには、「新ア ジェンダ連合 |を中心とする非核保有国と の緊密な協力が必要であり、同時に『中堅 国家構想』を始めとする内外のNGOとの確 かな協力関係を構築することの重要性を 指摘している。11年前のこの核兵器政策 は、今日から見ても十分に通用する核廃絶 に資する要件を備えているではないか。さ らに民主が政権党となり、岡田氏が外相に 就任するや非核三原則における日米間の 秘密合意に関する委員会を設置したのは、 自民党時代には考えられなかった英断で あったし、また在野の核軍縮に熱心なメン バーから成る私的諮問委員会を発足させ、 核廃絶に向けて"やる気"満々だった外相 を外したのは、菅総理の明らかな失敗だっ たといえよう。

あの00年の民主党の核兵器政策は一体何だったのか、今こそ同党は初心に返ってその点を噛みしめるべきだ。そのことが核廃絶を今生の願いとする多くの被爆者や内外のNGOに対して、真摯に向き合う同党の大きな使命でもあるはずだから。



特別連載エッセー●53

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年~92年長崎大学 長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。 2010年12月、長崎市名誉市民に。 被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

2011.2.6~3.5

作成: 塚田晋一郎、阿部恵美子

CD=ジュネーブ軍縮会議/FMCT=兵器用核 分裂性物質生産禁止条約/IAEA = 国際原子力機関/ISIS=(米)科学国際安全保障研究所/ LLNL=(米)ローレンス・リバモア国立研究所 MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約 機構/NIF=(米)国立点火施設/VOA=ボイ ス・オブ・アメリカ/WMD=大量破壊兵器

- ●2月9日 ISIS、パキスタンが中部クシャブ の核施設で、4基目の軍事用原子炉を建設し ているとみられるとの報告を発表。
- ●2月13日 朝日新聞、大阪大学が来年にも LLNLの国立点火施設(NIF)との共同で、核兵器 の維持管理に関わる研究を始めると報じる。
- ●2月14日 日豪政府、CDでのFMCT交渉入 りを促すため、ジュネーブ国連本部で専門家 会合を開催(~16日)。米英仏口印を含む45 か国が参加。
- ●2月14日 米国防総省、12会計年度予算の 詳細を発表。総額は約6710億ドルで、14年ぶ りに減少に転じる。
- ●2月18日 VOA、北朝鮮の平安北道東倉里 付近の長距離ミサイル発射基地の発射台が 完成していることが分かったと伝える。
- ●2月23日 国連安保理北朝鮮制裁委、北朝 鮮ウラン濃縮計画報告書の採択を中国の反 対で見送る。
- ●2月24日 ロシア国防省、新型原潜や最新 鋭地対空ミサイルなどを導入する、軍近代化 計画を明らかに。今後10年間で約53兆円。
- ●2月25日 天野IAEA事務局長、イラン核問 題の報告書を35の理事国に配布。同国のミサ イル搭載核開発の可能性を「依然懸念してい る」とし、疑惑の解明を警告。
- ●2月26日 サモア米WMD政策調整官、「韓 国が米国に戦術核兵器の再配備を公式要求 すれば、米国はこれに応じる」と述べる。
- ●2月27日 北朝鮮、米韓合同軍事演習に対 し「侵略者の無謀な挑発に、全面戦で対応す る。核抑止力とミサイル攻撃戦で立ち向かう だろう」と警告する声明を発表。
- ●2月28日 米韓合同軍事演習「キー・リゾル

アボリション・ジャパンML に参加を

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

ブ」(~3月10日)と、野外機動訓練「フォウル イーグル」(~4月30日)を韓国全域で実施。

- ●3月1日 北朝鮮外務省、「正当防衛のため の物理的対応が不可避となり、対話と緊張緩 和の機会が消えつつある。米国は全ての災い に責任を取らなければならない」との談話。
- ●3月1日 李韓国大統領、「3・1独立運動」記 念式典演説で、北朝鮮と「いつでも開かれた 心で対話する準備ができている」と述べる。
- ●3月2日 アインホーン米国務省特別顧問 (核不拡散・軍備管理担当)、韓国に核を再配 備する軍事的必要性はないと述べる。
- ●3月3日付 ロゴジン・ロ駐NATO大使、同国 の戦略核兵器を無力化するような欧州MDの 形成を許さないとする声明を発表。
- ●3月4日 ゲーツ米国防長官、国防総省で検 討中の「ジョイント・エア・シー・バトル(統合 空海戦闘)構想」が21世紀の米軍の抑止力の 柱となるとの考えを示す。
- ●3月4日 韓国のウイルス対策ソフト大手 「安哲秀研究所」は、大統領府や国防省、在韓 米軍、都市銀行など計40のウェブサイトが大 規模なハッカー攻撃を受けたと発表。
- ●3月5日 リビア政府軍、前日に続き首都ト リポリ近郊の反体制派に猛攻を加え、少なく とも70人が死亡。衛星テレビ「アルアラビア」。

沖縄

- ●2月7日 県軍用地転用促進·基地問題協議 会(軍転協)、普天間県外移設・米兵犯罪防止・ 騒音防止などを在沖米軍四軍調整官事務所 と在沖米総領事館に要請。
- ●2月8日 軍転協会長の仲井真知事と稲嶺 名護市長ら、普天間県外移設・地位協定見直 しなどを菅首相に要請。
- ●2月8日 沖縄防衛局職員や作業員約60人、 東村高江ヘリパッド建設予定地2か所で土 砂搬入作業。座り込み住民らの反対を受け断 念。この後、断続的に作業が実施される。
- ●2月9日 軍転協会長の仲井真知事ら、横田 が騒音を伴わない作業は実施の可能性。 基地の在日米軍司令部を訪れ、普天間県外移 設や日米合意見直しを要請。
- ●2月12日 鳩山前首相、普天間県外移設断 念の理由とした在沖海兵隊の「抑止力」は後 付け説明の「方便」だったと述べる。
- ●2月15日 仲井真知事、普天間県外移設要 求を11年度県政運営方針として示す。
- ●2月15日 高嶺県議会議長、普天間県内移 設断念を訴える私信を米上下院議員へ発送。
- ●2月16日 ゲーツ米国防長官、普天間移設 計画の解決を今春終わりまでに望んでいる

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp ₹

誌面の変更を行いました。

今号より、これまでよりも文字を大 きくし、余白を多く取るなど、誌面の変 更を行いました。

今後とも、さらに読みやすい誌面作 りを追求して行きます。

編集部

と発言。

- ●2月17日 菅首相、ゲーツ氏の発言を受け、 期限を切らず、辺野古移設の日米合意を推進 していく方針示す。
- ●2月17日 安里宜野湾市長、前原外相らを 訪問し、普天間県外・国外移設や危険性除去 などを要請。
- ●2月18日 67年にライシャワー駐日米大使 が、全在沖基地のグアム移転は可能と述べて いたことが外交文書で明らかに。
- ●2月22日 キャンプ・シュワブ内レンジ11 北西で米軍訓練が原因の山火事発生。
- ●2月24日 県議会、嘉手納基地でのパラ シュート降下訓練実施への抗議決議・意見書 を全会一致可決。
- ●2月25日 安里宜野湾市長、初の施政方針 発表。普天間飛行場の一日も早い閉鎖が実現 するよう求めるとする。
- ●2月25日 読谷補助飛行場跡地の黙認耕作 地訴訟、耕作者側が来年3月末までに土地を 段階的に返還する内容の和解成立。
- ●2月25日 日本政府、高江ヘリパッドでの オスプレイ使用について、米から正式通報な しとの政府答弁書を閣議決定。
- ●2月28日 仲井真知事、高江へリパッド建 設は基地縮小のため進めるべきと答弁。
- ●2月28日 沖縄防衛局、高江ヘリパッド建 設予定地での工事作業を一旦終了。ノグチゲ ラ営巣期の3~6月は重機使用作業は控える
- ●3月3日 嘉手納町議会、米軍嘉手納基地に 駐留続ける外来機の即時撤去などを求める 抗議決議・意見書を全会一致で可決。

今号の略語

ARG=水陸両用即戦団

CD=ジュネーブ軍縮会議

CPGS=通常型迅速グローバル・ストライク

CSG=原子力空母打擊団

ICBM=大陸間弾道ミサイル

NATO=北大西洋条約機構

SOA=戦略攻撃兵器

START=戦略兵器削減条約

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまで と登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優 遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイ トの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

スデポの会員になって下さい。

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd>yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願 います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購 読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたし ますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎 (ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、津留佐和子、中村和 子、蓮沼佑助、松長怜美、丸山淳一、吉田遼、土山秀夫、梅林 宏道